

「教育に関する大綱」の策定について

1. 大綱の策定

「教育に関する大綱」は、習志野市教育基本計画をもって、これに代えるものとする。

2. 教育基本計画を大綱に代えることとする理由

①「平成26年7月17日付け 文部科学省初等中等教育局長通知」抜粋

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

②「習志野市教育基本計画」の性質

- 本市教育基本計画は、本市まちづくりの基本理念である文教住宅都市憲章に基づくものであり、習志野市基本構想及び前期基本計画との整合性、一体となった施策の展開が図られた幼児教育、学校教育、生涯教育を網羅する計画である。

③本市の特性

- 本市では従来から教育委員会と市長事務局が様々な場面で連携しながら、市政運営、教育行政に取り組んできたことから、現状においても一体となった施策の展開が図られている。

参考 「平成26年7月17日付け 文部科学省初等中等教育局長通知」における「大綱の主たる記載事項」（例示）と本市教育基本計画記載事項との比較

文科省例示事項	習志野市教育基本計画
・学校の耐震化	●政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備 ■基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備
・学校の統廃合	●政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備 ■基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備
・少人数教育の推進	●政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進・学校教育の向上 ■基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実
・総合的な放課後対策	●政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進 ■基本方針11 青少年健全育成の推進
・幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育の充実	●政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進・学校教育の向上 ■基本方針1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 ■基本方針2 子育て・子育て支援の充実